

佐賀県規則第36号

佐賀県立21世紀県民の森設置条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県立21世紀県民の森設置条例施行規則（平成17年佐賀県規則第100号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(申請の方法)</p> <p>第2条 条例<u>第3条第3項</u>に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第3条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県民の森の<u>施設</u>の平等利用が確保されること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(休所日)</p> <p>第4条 条例<u>第3条第4項</u>に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうち県民の森の施設の休所日は、12月29日から翌年の1月3日までの日を除き、1週間につき1日を限度とする。</p> <p>2 略</p> <p>(利用時間)</p> <p>第5条 管理の基準のうち県民の森の施設の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>2 略</p> <p>(入場の制限)</p> <p>第6条 管理の基準のうち指定管理者が県民の森への入場を禁じ、</p>	<p>(申請の方法)</p> <p>第2条 条例<u>第4条第3項</u>に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第3条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県民の森の平等利用が確保されること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(休所日)</p> <p>第4条 条例<u>第4条第4項</u>に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうち県民の森の施設の休所日は、12月29日から翌年の1月3日までの日を除き、1週間につき1日を限度とする。</p> <p>2 略</p> <p>(利用時間)</p> <p>第5条 管理の基準のうち県民の森の施設<u>(キャンプ場を除く。)</u>の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>2 略</p> <p>(入場等の制限)</p> <p>第6条 管理の基準のうち指定管理者が県民の森への入場を禁じ、</p>

改正前	改正後
<p>又は退場させることができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) めいてい、危険物の持込み等により、他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれがあると認められる者</p> <p>(2) 県民の森の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められる者</p> <p>(3) その他指定管理者が県民の森の管理上<u>適当でない</u>と認める者</p>	<p>又は退場させることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) めいてい、危険物の持込み等により、他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれがあると認められる場合</p> <p>(2) 県民の森の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められる場合</p> <p>(3) その他指定管理者が県民の森の管理上<u>必要がある</u>と認める場合</p> <p><u>2 管理の基準のうち指定管理者がキャンプ場の利用を許可しないことができる場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) <u>キャンプ場の設置の目的に反する利用をするおそれがある場合</u></p> <p>(2) <u>キャンプ場内の秩序を乱すおそれがある場合</u></p> <p>(3) <u>キャンプ場内の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められる場合</u></p> <p>(4) <u>集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合</u></p> <p>(5) <u>その他管理上必要があると認める場合</u></p> <p><u>3 管理の基準のうち指定管理者がキャンプ場の利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) <u>利用許可申請書の内容に偽りがあった場合</u></p> <p>(2) <u>利用の許可を受けた者が、指定管理者の承認を受けずに利用目的を変更し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは他に転貸した場合</u></p> <p>(3) <u>定められた利用料金を納期限までに支払わない場合</u></p> <p>(4) <u>その他指定管理者の指示に従わない場合</u></p>

改正前	改正後
<p>(事業報告書の提出)</p> <p>第7条 略</p>	<p><u>4 指定管理者は、第2項第5号の規定によりキャンプ場の利用の制限をしようとするときは、知事に協議しなければならない。</u></p> <p><u>(利用料金の承認申請)</u></p> <p>第7条 指定管理者は、条例第5条第3項の規定による利用料金の承認を受けようとするときは、<u>利用料金承認申請書(様式)を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(事業報告書の提出)</p> <p>第8条 略</p>

附則の次に次の様式を加える。

様式（第7条関係）

利用料金承認申請書

佐賀県知事 様

年 月 日

指定管理者 所在地

名 称

代表者

佐賀県立21世紀県民の森設置条例第5条第3項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。

- 1 施設の名称
- 2 申請する利用料金の金額
- 3 維持管理に必要な費用
- 4 施設の利用予定者数
- 5 実施予定年月日

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。